

貧困と格差を広げる「生活保護基準の引き下げ」は許されません！

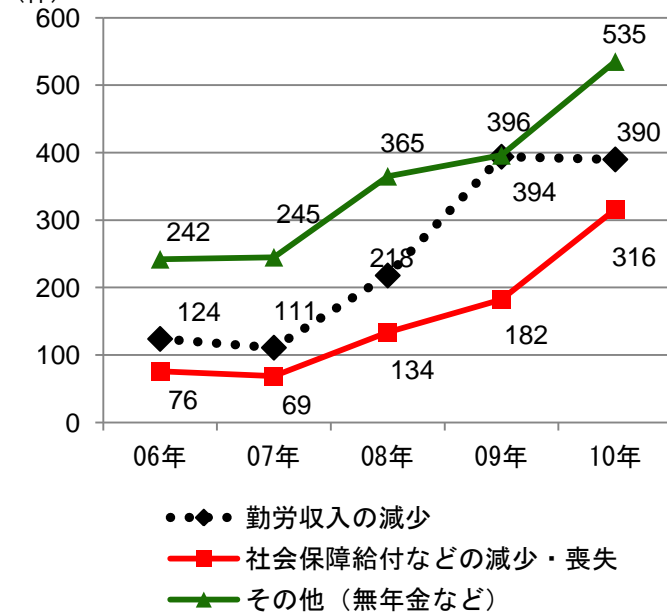
政府は2013度の予算編成にむけ、生活保護の支給基準額の引き下げや親族の扶養義務強化など、生活保護制度の切り下げを進めようとしています。最後のセーフティネットである生活保護の改悪により、格差と貧困がますます深刻化する

ことは間違いありません。

今、行うべきことは、生活保護の切り下げではなく、雇用対策や社会保障の充実を図るなど、憲法25条に明記された生存権を保障するために力を尽くすことです。

雇用対策、低年金・無年金の解決こそが求められます

熊本市における生活保護開始の理由別推移



政府は「生活保護費の増大」を理由に保護の切り下げを強行しようとしています。実際に保護受給世帯が増えている原因は、失業などの雇用破壊や低年金・無年金が原因です（左図は熊本市における保護開始の理由別推移）。

今行うべきことは保護基準の切り下げではなく、雇用対策や年金制度の充実を図り、貧困の解消、格差の是正を図ることではないでしょうか。

生活保護受給者だけの問題ではありません！

住民税・国保料・介護保険料・最低賃金・就学援助などに影響

生活保護基準の引き下げは、生活保護受給者への影響にとどまらず、生活や子育てに関わる様々な制度の負担増やサービス引き下げに連動します。

住民税・国保料・介護保険料・市営住宅の家賃などは、生活保護基準の引き下げにより、減免・免除対象から外れる方が生まれ、新たな負担増が発生することになります。

また、子育て世帯への**就学援助**や**医療費の窓口負担を減免する制度**なども、生活保護基準をもと

に制度が利用できるかどうかの可否が決定されることから、保護基準が下がれば、制度を受けることができなくなる方も生まれます。

最低賃金についても、生活保護を下回らないようにすることが法律で定められていますが、保護基準額の引き下げにより最低賃金も連動して引き下げられることが懸念されています。



日本共産党 市議会だより

発行：日本共産党熊本市議団

ますだ牧子 上野みえこ なすまどか

熊本市中央区手取本町1-1 議会棟

NO. 822

2012年10月21日

電話 328-2656

FAX 359-5047

メール：kumamsu@gamma.ocn.ne.jp

ホームページ：http://www.jcp-kumamoto.com/

(控室から)
17年間発行し続けてきた市議会だより
なすまどか

私たち日本共産党市議団が発行している「市議会だより」。第1号が発行されたのは、いまから17年前の1995年、私が学生生活を謳歌していた頃です。共産党として全ての議席を失った教訓を踏まえ、議席空白を克服した直後から、毎週欠かさず発行することを決め、今日に至っているということを益田団長から聞きました。

1号から今週の822号まで改めて読み直しましたが、さくらカードの実現など暮らし・福祉分野での取り組み、口利き政治に対する厳しい追及、市立産院廃止問題などなど、市議団としての取り組みや市政の課題や問題提起など、市民の目線に立った記事が多く掲載されており、こうした立場で今後の発行に向けて頑張らねばと決意を新たにしました。

私たち市議会議員の役割は、議会での論戦だけではありません。市政の課題や議会の様子など広く市民に知らせ、情報を共有する中で、市民の意思が市政に反映できる「住民自治」を積極的に進めることも重要な役割だと考えます。

議会だよりを見た方から「文字が多い」「行政用語がわからん！」などありがたいうえ指摘もありますが、「役立つ情報をわかりやすく」をモットーに、まずは1000号に向け今後も努力していく決意です。

「中小企業振興基本条例」素案のパブリックコメントスタート

中小企業振興条例は、東京都墨田区で始まり、全国で急速に広まり、県内でも熊本県、合志市、菊陽町等で制定されています。熊本市議会では、熊本県中小企業家同友会などの働き掛けもあり、超党派で「政策条例検討会」を立ち上げ、中小企業振興基本条例の検討を続けてきました。

日本共産党からは、経済常任委員会担当の益田牧子議員が参加。本年3月以来、中小企業家同友会のみなさんとの学習会や帯広市・札幌市等の視察、熊本県商工会連合会、熊本商工会議所、熊本県中小企業団体連合会との意見交換会を行うなど12回に渡る協議を続けてきました。

10月12日の検討会で、「**中小企業振興基本条例**」素案を決定し、パブリックコメントを10月19日～11月12日まで25日間実施し、条例素案の協議を行い、12月議会に条例案を提案することが決まりました。

中小企業が元気でなければ地域も元気になりません。地域ぐるみで中小企業を守り、育てるための拠り所が「中小企業振興基本条例」です。パブリックコメントに、皆さんのご意見をお寄せください。(条例素案全文は、党市議団や熊本市議会ホームページを参照下さい!区役所・出張所等でも閲覧できます)

熊本市中小企業振興基本条例素案の特徴・要旨

熊本県条例にはない「大企業の役割」「中小企業活性化会議」「議会への報告」を明記し、実効ある条例を目指しました。パブリックコメントをし、市民意見を取り入れ、更なる充実を図ることにしています。

（前文）～中小企業の現況と役割・振興の必要性を明記

*「熊本市の中小企業の事業者の多くは、従業員の少ない小規模な事業者である。中小企業は、これまで、生産、流通等の本市の経済活動及び地域の歴史、伝統、文化等の全般において重要な役割を果たすとともに、地域におけるまちづくりの担い手として、雇用と経済を支え、市民生活の向上をもたらしてきた」「本市経済を発展させ、さらには熊本県全体の経済を主導していくためには、自主的な努力を基本としつつ経営の向上に取り組む中小企業者を社会全体で支援することにより、その健全な発展を促進し、中小企業の振興を図ることが不可欠」と中小企業の役割を明記しました。

（市長の責務）

- *中小企業の振興に関する施策を総合的に実施する
- *国、熊本県、その他の公共団体、中小企業者、中小企業団体、大企業者、大学等の研究機関及び市民と協力して、効果的に実施するよう努める(日本共産党は、大企業者を明記することに反対しました)

（中小企業者等の努力等）

- *自主的に経営の向上及び改善に努める
- *地域社会を構成する一員としての社会的責任を自覚するとともに、中小企業者相互の連携及び協力に努める
- *雇用機会の確保及び人材の育成に努める。中小企業団体の活動に協力する(熊本県商工会連合会からは、商工会等への参加の義務付けの規定が要望されました)

（大企業の役割）～中小企業との連携、市の施策への協力

- *地域社会を構成する一員としての社会的責任を自覚するとともに、中小企業者との連携及び協力に努める
- *市が実施する中小企業の振興施策に協力するよう努める

（施策の基本方針）～基本理念を具体化しています

- (1) 中小企業者の経営の革新及び創業の促進を図ること
- (2) 新製品、新技術等を利用した事業活動の促進を図ること
- (3) 必要な人材の育成及び確保並びに資金供給の円滑化を図ることにより、中小企業の経営基盤の強化を促進すること
- (4) 市が行う工事の発注、物品及び役務の調達に当たっては、予算の適正な執行並びに透明かつ公正な競争及び契約の適正な履行の確保に留意しつつ、中小企業者の受注機会の増大に努めること

（財政上の措置）

- *中小企業の振興に関する施策を推進するため必要な財政上の措置を講じるよう努める

（中小企業活性化会議の設置）～市長の附属機関として設置、今後、条例の運用に大切な役割をはたします。

（議会への報告）～市民への情報公開も実施されます

- *その他、基本理念、市民の理解と協力の条項があります。